○中部地方整備局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十八日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
一号	愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字長割一四九番五から同町大字蟹江新田字大海用二九番一まで

図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局愛知国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十九日

○中部地方整備局告示第百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十八日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

㈠	道路の種類　一般国道
㈡	路線名　十九号
㈢	道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
長野県木曽郡南木曽町吾妻一一五番一地内から長野県木曽郡南木曽町吾妻一一五番二から同町吾妻一二番一まで	前	三五・八から三六・四まで	〇・〇一二	
	後	三五・八から四〇・五まで	〇・〇一二	

㈣	図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

○中部地方整備局告示第百五十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　茅野　牧夫

路線名	供用開始の区間
十九号	長野県木曽郡南木曽町吾妻一一五番二から同町吾妻一二番一まで

図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十八日

○九州地方整備局告示第百五十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

㈠	道路の種類　一般国道
㈡	路線名　三号
㈢	道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
出水市下知識町一六四一番から阿久根市赤瀬川字堂山二八二九番一まで	前	ＢＡ	八・四〇〇から二〇・〇〇〇まで	一三・九〇〇	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ	八・四〇〇から二〇・〇〇〇まで	一三・九〇〇	

㈣	図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第百五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間
三号	出水市野田町下名字崩ノ上六二五七番一から阿久根市多田字陳ノ尾三五三四番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年十二月十九日

○九州地方整備局告示第百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から二週間九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所において一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　鈴木　弘之

一	道路の種類　一般国道
二	路線名　三号
三	指定する道路の部分

区間	幅員（メートル）	延長（キロメートル）
出水市野田町下名字四反坪九四七番二から阿久根市多田字陳ノ尾三六一一番一まで	一〇・一五から一六・七四まで	三・九九七

四	指定する期日　平成二十七年十二月十八日

○北海道開発局告示第百九十四号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十二月十八日

北海道開発局長　本田　幸一

㈠	道路の種類　高速自動車国道
㈡	路線名　北海道横断自動車道黒松内釧路線
㈢	道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
釧路市山花一三線一一六番三地先から同市山花一二線一一七番一まで	前	一二・五五から五九・五〇まで	〇・三七三	
	後	一二・五五から六五・五〇まで	〇・三七三	
釧路市山花一二線一一九番一から同市山花一二線一二四番三七まで	前	一九・二九から五九・二四まで	〇・三一三	
	後	二九・九二から五九・〇〇まで	〇・三一三	
釧路市美濃一二線一五〇番一から同市美濃一二線一八〇番まで	前	一五・八三から四八・〇〇まで	〇・八七〇	
	後	一八・〇〇から五七・〇〇まで	〇・八七〇	
釧路市美濃一二線一六八番一から同市美濃一二線一七〇番一まで	前	一四・五〇から五〇・七〇まで	〇・一八八	
	後	一六・五〇から五一・一八まで	〇・一八八	
釧路市美濃三〇番地内	前	一八・一〇から二六・六〇まで	〇・〇一七	
	後	一八・五〇から五七・五八まで	〇・〇一七	

㈣	図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部